

山梨県公報

第千五百九十二号

平成十七年

八月四日

木曜日

目次

告示

道路の供用開始……………五七七

建築基準法に基づく道路位置指定……………五七二

公告

一般競争入札について……………五七七

特定計量器の定期検査の実施……………五七八

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………五八〇

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………五八二

告示

山梨県告示第四百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年八月二十五日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年八月四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府昇仙峡線	甲府市飯田二丁目一九八七番の四地先から 甲府市塩部二丁目七九〇番の四地先まで	三六二・〇	平成十七年八月五日

山梨県告示第四百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
平成十七年八月四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の位置

上野原市上野原字上宿三五二〇番一、三五二一番一及び三五三番一

二 道路の幅員

最大五・五メートル 最小四・〇三メートル

三 道路の延長

七〇・八五六メートル

公告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十七年八月四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

電子申告システム用サーバ機器等 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成十八年一月一日から平成二十二年十二月三十一日まで

4 納入場所

山梨県総合県税事務所(山梨県甲府市飯田二丁目一番二十号)

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十七年山梨県告示第九十七号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る

指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部
税務課電算担当 電話〇五五 二二三 一三八八
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十七年八月十七日(水)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札説明会の日時及び場所
平成十七年八月十一日(木)午後一時三十分 山梨県庁北別館五〇一会議室
- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法
平成十七年八月十一日(木)から八月十七日(水)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県総務部税務課電算担当(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に持参すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
平成十七年九月十三日(火)午後一時三十分 山梨県庁北別館五〇一会議室
- 6 郵便による入札書の受領期限及び場所
平成十七年九月九日(金)午後五時までに山梨県総務部税務課電算担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。
- 7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
免除
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 契約書作成の要否
要
 - 5 その他
詳細は、入札説明書による。
- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Computer Equipments for Taxation System of Yamanashi Prefectural Government
 - 1 set
 - 2 Date and time for tender
1:30PM September 13,2005
 - 3 Bureau in charge
System Management Section, Tax Division, General Affairs Department,
Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi
Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1388

● 特定計量器の定期検査の実施
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、平成十七年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成十七年八月四日

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	区域
			山梨県知事 山本 栄彦	

非自動はかり
(計量法施行
令(平成五年
政令第三百二
十九号)第五
条第一号又は
第二号に掲げ
るものを除く
。)、分銅及
びおもり

平成十七年九月二日	午前十時から 午後三時まで	富士吉田市立産業 会館	富士吉田 市
平成十七年九月五日	同	同	同
平成十七年九月六日	同	同	同
平成十七年九月七日	同	同	同
平成十七年九月八日	同	同	同
平成十七年九月九日	午前十時から 正午まで	J Aフルーツ山梨 山梨支所	山梨市(旧三富村 及び旧牧 丘町を除く。)
同	午後一時半から 三時まで	同 岩手支所出荷施設	同
平成十七年九月十二日	午前十時から 正午まで	八幡公民館	同
同	午後一時半から 三時まで	J Aフルーツ山梨 後屋敷支所	同
平成十七年九月十四日	午前十時から 午後三時まで	同 加納岩支所	同
平成十七年九月十五日	同	同 日下部支所	同
平成十七年九月十六日	同	同 日川統合共選所	同
平成十七年九月二十日	同	山梨市役所	同

日	平成十七年九月二十一日	午前十時から 正午まで	松里公民館	塩山市
平成十七年九月二十二日	午前十時から 午後三時まで	塩山市老人福祉センター	同	
平成十七年九月二十六日	同	塩山北中学校	同	
平成十七年九月二十七日	同	J Aフルーツ山梨 塩山支所	同	
平成十七年九月二十八日	同	同	同	
平成十七年九月三十日	午前十時半から 午後三時まで	都留市文化会館	都留市	
同	同	同	同	
平成十七年十月三日	同	同	同	
平成十七年十月四日	同	同	同	
平成十七年十月五日	午前十時から 正午まで	大月市役所笹子出張所	大月市	
同	午後一時半から 三時まで	大月市西部農村環境改善センター	同	
平成十七年十月六日	午前十時から 正午まで	大月市役所七保出張所	同	
同	午後一時半から 三時まで	賑岡公民館上畑倉分館	同	

平成十七年十月七日	午前十時半から正午まで	大月市役所富浜出張所	同
同	午後一時半から三時まで	大月市役所梁川出張所	同
平成十七年十月十一日	午前十時半から午後三時まで	大月市役所猿橋出張所	同
平成十七年十月十二日	午前十時から正午まで	真木公民館	同
同	午後一時半から三時まで	大月商店街協同組合	同
平成十七年十月十三日	午前十時半から午後三時まで	同	同
平成十七年十月二十日	午前十時から正午まで	梨北農業協同組合 葎崎西支所	葎崎市
同	午後一時半から三時まで	梨北農業協同組合 葎崎甘利支所	同
平成十七年十月二十四日	午前十時から午後三時まで	梨北農業協同組合 葎崎東支所	同
平成十七年十月二十五日	午前十時から午後三時まで	葎崎市役所	同
平成十七年十月二十六日	午前十時から午後三時まで	同	同
平成十七年十月二十七日から平成十八年七月	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量を実施す	今期検査を実施す

皮革面積計	平成十七年十月二十七日から平成十八年三月三十一日まで（県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号。以下同じ。）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。） 山梨県計量検定所（平成十七年十月二十六日まで）に検査を受けなかった場合に限る。）	甲府市を除く県下全域
-------	--------------------------------------	--------------	--	------------

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年十二月四日まで縦覧に供する。
 平成十七年八月四日

届出者の氏名又は名称及び住所
 山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住 所
河口湖ショッピングセンター事業協同組	南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十

合 代表理事 宮下正彦	六番地
河口湖商業開発株式会社 代表取締役 中村明智	南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 六番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 河口湖ショッピングセンター
 (二)所在地 南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所	河口湖ショッピングセンター 事業協同組合 代表理事 宮下正彦	南都留郡富士河口湖町船津 二千九百八十六番地
	河口湖商業開発株式会社 代表取締役 中村明智	南都留郡富士河口湖町船津 二千九百八十六番地
	株式会社フタバ 代表取締役 田中靖晃	甲府市国母六丁目六番二号
	飯嶋潤	甲府市若松町五番二号
	有限会社藤野屋商店 代表 取締役 小林博雄	南都留郡富士河口湖町船津 九百七十一番地
	株式会社小麦ハウス 代表 取締役 梶原聡	南都留郡富士河口湖町船津 三千三百三十六番地
	株式会社リトルウッド 代 表取締役 小林敏彦	南都留郡富士河口湖町小立 六十七番地
	有限会社ファミリーガーデン 代表取締役 長谷川隆 洋	静岡県御殿場市東田中四百 八十二番地の九

有限会社大黒屋商店 代表 取締役 中村一信	南都留郡富士河口湖町船津 三千七百七十四番地
有限会社大町商店 代表取 締役 大町佳三	南都留郡富士河口湖町河口 二千三百七十七番地
有限会社靴のフジノヤ 代 表取締役 中沼繁紀	南都留郡富士河口湖町船津 八百三十七番地
有限会社ユーキ 代表取締 役 高村美寿子	南都留郡山中湖村山中八百 六十五番地の百六
株式会社セイビドー 代表 取締役 奥石丈夫	甲府市丸の内一丁目十五番 八号
株式会社遠藤自動車 代表 取締役 遠藤貫二	南都留郡富士河口湖町船津 六千八百四十番地
株式会社ギャップ 代表取 締役 高野清志	東京都板橋区徳丸三丁目一 番二十三号
野田田鶴子	甲府市富士見二丁目九番七 号
有限会社エヌアンドケー 代表取締役 渡辺邦彦	富士吉田市上吉田三丁目十 四番五号
株式会社山北 代表取締役 渡辺自康	南都留郡富士河口湖町小立 二百十八番地
株式会社ジュノン 代表取 締役 宮下正彦	南都留郡富士河口湖町船津 四千五十三番地一
渡辺美代	南都留郡富士河口湖町小立 五百三十二番地

道路
緑地

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び小淵沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都府中市若松町二丁目八番地の三十三 八ヶ岳観光開発株式会社 代表取締役
太田稔

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番